

## 第85号議案

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 府中市長 高野律雄

(説明)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）等の施行による国の旅費支給制度の見直しを踏まえ、市議会議員の旅費について、所要の改正を行うものであります。

## 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年9月府中市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前																																								
<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 省 略</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当</u>とし、その額は、別表のとおりとする。</p> <p>3 省 略</p> <p><u>別表 (第6条)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>旅費</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種目</th><th style="text-align: center;">額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鉄道賃</td><td>運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">船賃</td><td>運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">航空賃</td><td>運賃、座席指定料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額</td></tr> </tbody> </table>	種目	額	鉄道賃	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額	船賃	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額	航空賃	運賃、座席指定料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額	<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 省 略</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。</p> <p>3 省 略</p> <p><u>別表 (第4条)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>旅費</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">鉄道賃</th><th style="text-align: center;">船賃</th><th style="text-align: center;">航空賃</th><th style="text-align: center;">車賃</th><th style="text-align: center;">日当</th><th style="text-align: center;">宿泊料</th><th style="text-align: center;">食卓料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">内国旅費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>3,500円</td><td>15,000円</td><td>1,800円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国旅費</td><td colspan="6">国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中、指定職の職務にある者の相当額</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">備考</td><td colspan="6">1 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料	内国旅費	実費	実費	実費	実費	3,500円	15,000円	1,800円	外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中、指定職の職務にある者の相当額							備考	1 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。						
種目	額																																								
鉄道賃	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額																																								
船賃	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額																																								
航空賃	運賃、座席指定料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額																																								
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料																																		
内国旅費	実費	実費	実費	実費	3,500円	15,000円	1,800円																																		
外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中、指定職の職務にある者の相当額																																								
備考	1 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。																																								

<u>その他の交通費</u>	府中市職員旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第28号）第12条各号に規定する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いざれか少ない額	2 市の車両又は市で借り上げた自動車を使用して、市外に旅行した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。 3 日当は、宿泊を要する旅行をした場合に限り、支給する。
<u>宿泊費</u>	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等に係る宿泊費基準額又は現に支払った額のうち、いざれか少ない額	
<u>包括宿泊費</u>	鉄道賃の項からその他の交通費の項までに規定する費用の額及び宿泊費の項に規定する宿泊費基準額の合計額又は現に支払った額のうち、いざれか少ない額	
<u>宿泊手当</u>	国家公務員等の旅費支給規程第14条の規定により算定する額	
<u>渡航雜費</u>	府中市職員旅費支給条例第16条各号に規定する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いざれか少ない額	
<u>死亡手当</u>	93万円	

## 備考

- 1 鉄道賃又は船賃の運賃の額は、運賃の等級が区分された鉄道又は船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。
- 2 航空賃の運賃の額は、内国旅行において運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には最下級の運賃の額とし、外国旅行において運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には最上級（等級が3以上に区分された航空機により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行に係る旅費について適用し、施行日前に出発する旅行に係る旅費については、なお従前の例による。